

京都大学事務組織規程の一部を改正する規程

京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「課長補佐及び次の」を「次の課長補佐及び」に、「社会連携掛」を「課長補佐（連携企画主査）  
課長補佐（連携事業主査）」に改める。

社会連携企画掛

「課長補佐（環境主査）」

第七条第五項中「課長補佐並びに次の」を「次の課長補佐、」に、「専門職員（環境保全センター担当）」を

「課長補佐（安全主査）」  
専門職員（環境保全センター

に改める。

第八条第五項中「並びに」を「及び」に改める。

第九条第一項中「研究協力課」を「研究協力課」に改め、同条第二項中「専門員（産学官企画担当）」を「専門員（研究推進企画担当）」

当」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 産学官連携課に課長補佐及び次の掛を置く。

産学官連携企画掛  
知財企画掛  
第二十一条第四項中「（国有財産管理担当）」を「（環境・安全・衛生担当）」に改める。

附則

この規程は、平成十七年十月一日から施行する。